平成２９年（フ）第３７３号
大分県津久見市大字上青江5236番地
債務者　小笹　早苗
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７４号
大分県津久見市大字上青江5236番地
債務者　小笹　智輝
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５３８３号
大阪市東住吉区桑津５丁目６番２号
債務者　濃野　　運
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４４７号
大阪市鶴見区横堤５丁目11番30―506号
債務者　吉川　　毅（旧姓野島）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４８１号
大阪府茨木市本町６番17号蓑輪第２ビル３Ｃ号
債務者　川畑　欣也
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２８号
大阪府枚方市山之上１丁目21番14―202号
債務者　田川　真理（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５５号
大阪府高槻市清水台１丁目16番13号
債務者　廣田　笑理
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６２号
大阪府大東市南楠の里町14―26　イーストコート401、住民票上の住所大阪府寝屋川市河北西町30番16号
債務者　森　　篤史
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６１９号
大阪府高槻市辻子１丁目24番30号
債務者　永野　雅博
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２５号
大阪市中央区宗右衛門町１番21号　４Ｆ、前住所京都市上京区六軒町通下長者町下る七番町311番地
債務者　岡本　祥平
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６２９号
大阪府四條畷市南野１丁目４番14号
債務者　堀田　佳隆
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６３号
大阪府茨木市新郡山１丁目31番402号
債務者　増田　朱美
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４５０号
大阪府四條畷市岡山２丁目11番19号　ル・ヴェール忍ヶ丘201
債務者　金沢　俊明
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０８号
大阪市東成区大今里西１丁目21番28号
債務者　大坪　雄一
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２４号
大阪市西淀川区出来島１丁目４番17号　グランドール堀内　202号室、前住所大阪市福島区海老江２丁目１番26号　雅陽マンション303号
債務者　浜田　勝信
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部